

# 食品の 営業許可制度が変わります!

食品衛生法の改正に伴い、

令和3年(2021年)6月1日から食品の営業許可制度が大きく変わります。

Point

## ① 食品の営業許可制度の見直し

営業許可の対象業種の新設・統合・廃止等が行われ、32の業種に区分されます。

## ② 食品の営業届出制度スタート

許可が必要ない施設についても、食品を取り扱う場合は、届出が必要になります。

## ③ HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理が義務化

原則、食品を取り扱う全ての施設に対して、HACCPによる衛生管理が義務化されます。

## ① 食品の営業許可制度の見直し

これまでの取り扱いと変更がない業種のほか、以下のような業種があります。

### ! 「統合」された業種があります。

例1) 「喫茶店営業」と「飲食店営業」が統合し、今後は「飲食店営業」に

例2) 「菓子製造業」と「あん類製造業」が統合し、今後は「菓子製造業」に

例3) 「みそ製造業」と「しょうゆ製造業」が統合し、今後は「みそ又はしょうゆ製造業」に

このような方は…



次回更新時に、新しい区分に従って許可を新規で取得してください。

### ! 法に基づく許可として「新設」された業種があります。

水産製品  
製造業\*

漬物  
製造業\*

液卵  
製造業

密封包装食品  
製造業

食品の  
小分け業

このような方は…



令和3年6月1日より前から既に営業している事業者は、  
令和6年5月31日までに、改めて許可を取得してください。

※「水産加工品製造業」及び「漬物製造業」など（紫色の許可証）を取得している場合は、  
その期限にかかわらず、令和6年5月31日までに許可を取り直す必要があります。

◎ そういう半製品を製造している場合は、今後新たに「そういう製造業」の許可が必要になりますので、上記同様令和6年5月31日までに許可を取得してください。

### ! 「営業届出」に移行した業種があります。

例) 乳類販売業、氷雪販売業、食肉販売業（包装）、魚介類販売業（包装）など

このような方は…



令和3年6月1日より前から既に法に基づく許可を取得している  
事業者は、自動的に届出したと見なされるので、手続き不要です。  
また、今後営業許可の更新申請は不要となります。

## ② 食品の営業届出制度の創設

原則、既に法に基づく営業許可を取得している場合、または、以下に該当する場合を除き、食品を取り扱う全ての施設は、新たに「営業届出」が必要となります。

### ■ 営業許可・届出が不要な業態

- ① 農産物や水産物を採取する営業
- ② 食品又は添加物の輸入をする営業
- ③ 食品又は添加物の貯蔵又は運搬業（冷凍・冷蔵の倉庫業は届出の対象）
- ④ 常温包装品の販売業
- ⑤ 器具・容器包装の製造業（合成樹脂が使用されたものを除く）
- ⑥ 器具・容器包装の輸入又は販売業

### ＜届出が必要な業種の例＞

乳類販売業、氷雪販売業、食肉販売業（包装）、魚介類販売業（包装）、  
冷凍・冷蔵倉庫業、コップ式自動販売機（屋内設置）、弁当販売業、製茶業、  
野菜果物販売業、米穀類販売業、精穀・製粉業、健康食品製造業、海藻製造・加工業、  
卵選別包装業（GPセンター）、器具・容器包装の製造加工業、行商、  
集団給食施設（直営） etc…

このような方は…



**令和3年6月1日より前から既に営業している事業者は、  
令和3年11月30日までに届出をしてください。**

※これまで食品販売業、行商の登録をしていた方は、自動的に届出したことにはならず、改めて届出が必要になるので注意してください。

## ！届出対象業種についても、「食品衛生責任者」の設置が必要です。

食品衛生責任者になるには、

- ・食品衛生監視員または食品衛生管理者の資格要件を満たす方
- ・調理師
- ・製菓衛生師
- ・栄養士
- ・食品衛生協会が実施する「食品衛生責任者養成講習会」の修了者

など所定の資格が必要です。

※届出に移行した業種（食品販売業、乳類販売業等）についても、有資格者の設置が必要になります。

大学で医学、薬学、畜産学、水産学、農芸化学等所定の課程を修められた方

## ③ HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理が義務化

## ！原則、食品を取り扱う全ての施設に対して義務化されます。

食品取扱従事者の数が50人未満の小規模な事業者や、飲食店営業、そうざい製造業等は、各業界団体が作成している「手引書」に沿って衛生管理を行いましょう。

「手引書」は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

それ以外の大規模事業者等は、営業者自らが“HACCPの7原則”に沿って衛生管理を実施する必要があります。

→ この他、詳細については最寄りの保健所までご連絡ください。

（連絡先）北海道千歳保健所 生活衛生課 食品保健係  
電話：0123-23-3175(代表)